

令和4年6月6日

卒業生各位

大阪ペピイ動物看護専門学校
事務局長 松田恭明

予備試験受験資格に関するお詫びと訂正

首件に関し、4月の29日付でアップした「愛玩動物看護師法附則第2条養成所指定のお知らせ」の、「2. 上記1.の要件を満たしていない場合の受験資格について」の※注4で、「2)に該当する者は、講習会を受講し予備試験に合格した場合に本試験に申し込むことができます。」としております。

ここで言う2)とは、「動物看護に係る知識および技能を修める大学または動物看護師を養成することを目的とする養成所において、昨年度までに入学し修学した者で、卒業要件を満たした者」となっており、このまま読むと、修学年数に拘わらず、養成所を卒業すれば5年の実務経験と同等以上の経験を有すると理解できます。

この記述については、附則第2条の養成所指定に関する大阪府の窓口である、大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課との確認事項をベースとして作成しましたので、本校としてもそのままの意味を想定しておりましたが、今般畜産課より、そうした理解が間違いであったと、お詫びと訂正の連絡が入りました。

正しい意味としては、「養成所を卒業すれば、その修学年数は同年数の実務経験を有するものとする」と言うこととなります。

本校はその養成所に当たっており、時期的な問題による学校自体の府知事の認可のあり・なしや、履修科目の制限などが無いことは、以前にお知らせしておりました。

本校での就学期間を加えても5年の実務経験に届かない方を始め、卒業生の皆様には大変なご迷惑をお掛けすることになり、深くお詫び申し上げますと共に、何卒ご理解・ご容赦賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様のますますのご健勝と、国家試験の受験を考え、ご準備なさっておられる方々のご健闘を祈念申し上げます。

以上